

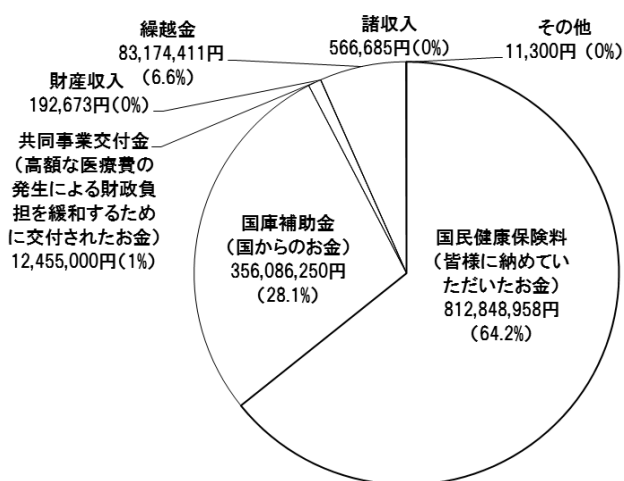
国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

国保組合の財政状況 [平成26年度]

国民健康保険事業は組合員の皆様の保険料と国や県などからの補助金・交付金で運営しています。保険料は、全て医療費に充てられる大切な財源です。

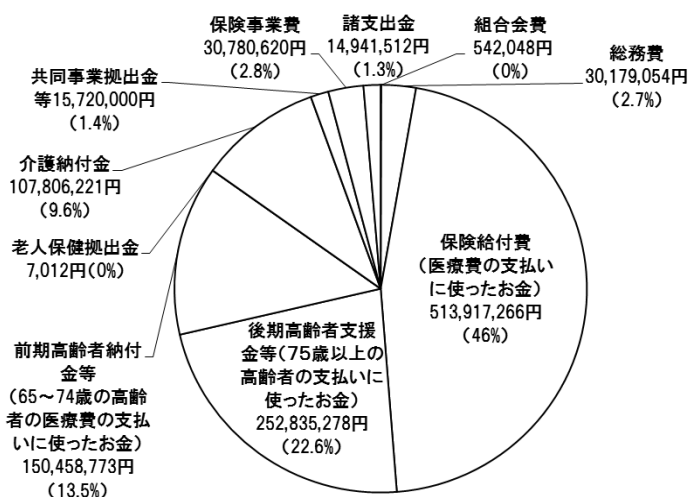
歳入

1,265,335,277 円



歳出

1,117,187,784 円



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります。これにともない、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人一人に個人番号(マイナンバー)が通知されますので、大切に保管してください。

今後は国保組合でもマイナンバーの利用が義務付けられ、各種手続きにおいてマイナンバーの記入が必要となります。皆様に個人番号の提供をお願いする際は、ご協力をお願いします。

マイナンバーにともなう各種届出・申請様式の変更

平成28年1月から、資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、療養費、高額療養費、限度額適用認定証の申請等の様式にマイナンバーの欄が設けられる予定です。

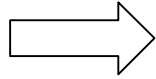


愛称：マイナちゃん

平成 27 年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

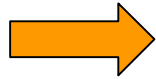
健診料金 1) 定期健診 9,720円 2) 特定健診 7,714円

甲種組合員
(先生)

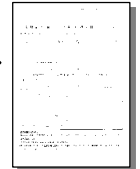


自己負担はございません。 申請不要

乙種組合員
(従業員)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額1人6,000円)



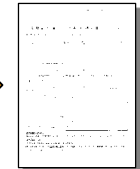
甲種配偶者



健診料の一部を負担します。 申請不要
(負担金額5,000円)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額5,000円)



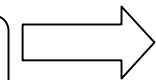
甲・乙種家族



健診料の一部を負担します。 申請不要
(負担金額5,000円)

40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

後期高齢組合員
(75歳以上の先生)



自己負担はございません。 申請不要

定期健診を受診で

追加項目受診
被保険者全員



領収書(写)を添付の上、専用用紙にてご申請ください。
(全項目半額補助)
甲種組合員はペプシノゲンに限り申請必要
その他3項目の自己負担はございません。



健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため組合で5,000円を負担します。(申請不要)
後日、県歯会より届く健診料の請求額は負担分5,000円を差し引いた金額になります。

* 県歯会主催以外の健康診断を受けられた場合、上記と異なり申請書が必要なものもございますので、
ご不明な点は当組合までご連絡ください。

補助申請は年度内にお願ひします (H28.3.31まで)

限度額適用認定証の交付

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯の人が、入院や手術などで医療費が高額になりそうな時に、**事前に組合で認定証の交付を受けて、保険証と一緒に医療機関等に提示する**ことで、1ヶ月の保険内診療の一部負担額が自己負担限度額までに軽減され、ご用意いただく金額が少なくて済みます。

認定証の交付には申請が必要です。

(8月以降、引き続き認定証が必要な方も新たに申請をお願いします。)

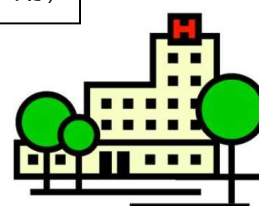
認定証を、**1**提示する場合と**2**提示しない場合の一部負担額の比較

例) 1ヶ月の医療費が100万円(70歳未満、所得区分:ウ、窓口負担割合3割)

1 提示する場合 一部負担額は 87,430円

計算方法は、下記の式で計算します。

$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$

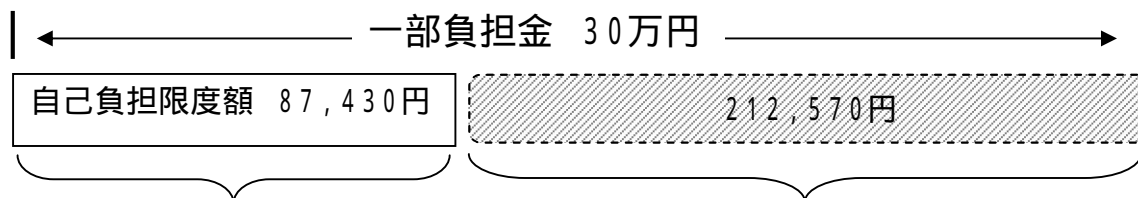


【70歳未満の場合】

| 所得区分 | 自己負担限度額 |
|------|-----------------------------------|
| ア | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% |
| イ | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% |
| ウ | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% |
| エ | 57,600円 |
| オ | 35,400円 |

過去1年間の適用が4回以上になるときは、4回目以降の自己負担限度額が減額されます。

2 提示しない場合 一部負担額は 300,000円



認定証を提示する場合の
一部負担額

認定証を提示しない場合は、医療機関等の窓口で300,000円を支払い、当組合に**高額療養費**の申請をすると、212,570円が払い戻されます。

高額療養費に該当すると思われる方には、入院・外来されてから約2ヶ月後に組合より申請書を送付いたします。

自家診療の給付制限について(再度のお知らせ)

26年4月より、歯周疾患治療全般も給付制限(ただし、P急性期の切開、投薬、抜歯は給付)として追加されておりますので、**ご注意ください。**

各種申請書は、県歯科医師会HPの会員専用ページからダウンロードできます。

<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名 **kumasi** パスワード **hs2ewk**

ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということを厳守の上、外部への流出がございませんよう、管理については細心の注意をお願いいたします。

下記の申請書がダウンロードできます。

氏名変更届

住所変更届

健康診断補助申請書

国民健康保険法第116条該当届出

健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)

甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)

健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)

人間ドック補助申請書

保養施設補助交付申請書

健康保持増進事業補助申請書

B型肝炎ワクチン接種補助申請書

インフルエンザワクチン接種補助申請書

委任状

その他の申請書(資格取得届や資格喪失届等)は、組合までご連絡いただいてから郵送いたします。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起きている。)

阿蘇ファームランド 夏休み特別宿泊優待ご案内

組合員のために夏休み限定のお得なプランがあります。詳しくは別添のチラシをご覧ください。